

平成二十六年四月八日提出
質問第一一四号

北方四島への邦人の入域に係る閣議了解の見直しに関する第二回質問主意書

提出者 鈴木貴子

北方四島への邦人の入域に係る閣議了解の見直しに関する第三回質問主意書

一九八九年九月十九日、政府は、当時のソビエト連邦のビザ発給を受ける形で北方四島へ入域することを自粛するよう、邦人に要請する閣議了解を決定している。その後も、右了解を基にして、一九九一年十月二十九日、一九九八年四月十七日、一九九九年九月十日にも同趣旨の閣議了解を決定している（以下、「閣議了解」という。）。右と「前回答弁書」（内閣衆質一八六第七九号）を踏まえ、再度質問する。

一 北方四島については、日口両政府によって、戦後の未解決の係争地域であり、法と正義に基づいた両国政府の交渉によって問題解決を図る旨の合意がなされていると承知するが、確認を求める。

二 「閣議了解」に関し、「前回答弁書」でも「あたかも北方四島に対するロシア連邦の管轄権を前提にしたかのごとき形で我が国民が北方四島に入域し、…」との答弁がなされている。過去に我が国として、国後島における「日本人とロシア人の友好の家」や択捉島におけるディーゼル発電施設の建設等、北方四島への人道支援事業を行った際、邦人が長期間四島に入り、作業に従事した事例があると考え。右は、ロシア政府とどのような様な取り決めで行われたものか、確認を求める。

三 二で挙げた過去の人道支援事業を見ても、ビザなし渡航にせよ、また一で指摘したように、北方四島が

日口の係争地域であることが、両国政府によって確認されていることに鑑みても、日口政府が互いの主権を害さない形で、北方四島において邦人が活動し、経済協力を行うことは十分に可能であり、すでにその実績はあると言っても過言ではない。また一九九八年に始まったいわゆる安全操業のように、海においては日口両国の主権を互いに害さない形での経済協力は行われている。北方領土問題の解決を図るのなら、

「閣議了解」を見直し、邦人がより頻繁に四島に行ける態勢をつくることの方が重要ではないのか。
右質問する。